

高知市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年6月5日策定
令和3年3月8日変更
高知市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正によって、農業委員会の所掌事務に、必須業務として農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地集積・集約化，遊休農地の発生防止・解消，新規参入の促進等）に関する事務が加わり，さらに市内の各地域では，「人・農地プランの実質化（中山間地域等直接支払制度を導入する地域では，「集落戦略」という。）」を通じた検討や取組が始まった。

本市は，中山間地域，田園地域，都市部の地域に分かれ，それぞれ農地の利用状況や営農類型が異なり，地域の特性を活かした農業が営まれている。

しかしながら，近年では，農業者の高齢化等による担い手不足に加え，土地持ち非農家の増加等から耕作放棄地の拡大が懸念されており，従来にも増して厳しい事態に直面している。こうした状況下で，農業委員会として農業の持続的な発展を図っていくには，農業の持つ多面的役割を認識しながら，土地利用区分の明確化等による優良農地の確保と併せて，農地の流動化の促進に取り組んでいくことが求められる。農業者は勿論のこと，農政を担う行政や農協などの関係機関とも連携して，これらの課題解決にあたる必要がある。

については，本市農業の特徴を活かしながら，農地利用の最適化の推進に向けた取組を農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携して進めていくために，法第7条第1項の規定に基づき，具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお，この指針は令和5年度末を目標とし，農業委員及び推進委員の改選期ごと（ただし，変更する必要を生じた場合は，その都度）に検証又は見直しを行うこととする。また，単年度の具体的な活動については，「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積(B) (B/A)	遊休農地解消面積(C)	遊休農地面積目標 (B-C)
作成時の現状 (平成30年3月)	4,013 ha	43ha(1.1%)	—	43 ha
2年後の現状 (令和2年3月)	3,998 ha	54ha(1.4%)	—	54 ha
目標 (令和6年3月)	3,949 ha	175ha(4.4%)	3 ha	172 ha

【目標設定の考え方】

令和5年度末における遊休農地の面積目標については、遊休農地の発生防止及び解消等に取り組むことによって、172ヘクタールとする。

注) 管内の農地面積及び遊休農地面積は、農業委員会が管理する農地台帳からの集計値

注) 目標(令和6年3月)の遊休農地面積は、令和2年度に実施した鏡・土佐山地区における農地の利用状況調査(全筆調査)の結果を計上した数値

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査及び利用意向調査を通じた農地の出し手・受け手の掘り起こし活動の推進

ア 農地の利用状況調査(農地パトロール・推進委員の現場活動による調査)及び荒廃農地調査の実施

イ 中山間地域(旧高知市)における農地の利用状況調査(全筆調査)の準備調査及び本調査の実施

ウ 人・農地プランの話し合いへの参加による農地情報の収集及び情報提供

エ 農地の利用状況調査を基に、遊休農地の所有者等に対して利用意向調査を実施(未回答の地区内在住の所有者等に対しては、戸別訪問等による利用意向の確認)

オ 春野地区を重点に、園芸用ハウスの所有者に対しての利用意向調査の実施及び農協が管理する台帳への情報提供

カ 利用意向調査等を基にした、農地の出し手と受け手の掘り起こし活動

② 農地中間管理事業に対する積極的な協力と農地銀行活動による農地流動化の推進

ア 農地中間管理機構への情報提供等による農地中間管理事業の活用促進

イ 農地銀行活動による農地のあっせん活動の促進及び農業参入法人に対しての農地情報の提供

ウ 農地銀行利用の啓発用チラシの配布と利用権設定の促進

③ 優良農地等の守るべき農地の確保

ア 鏡, 土佐山地区での「非農地判断」の実施による, 守るべき農地の明確化と中山間地域等直接支払制度の集落戦略の作成を通じた活動に対しての協力

イ 広報活動による利用権の設定等の啓発とあっせん活動の推進

ウ 生産緑地に関する相談活動等を中心とした市街化区域内農地の保全

エ 営農条件が悪く耕作に適さない農地の農用地区域からの除外の意見具申

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
作成時の現状 (平成30年3月)	4,013 ha	361 ha	9.0 %
2年後の現状 (令和2年3月)	3,998 ha	424 ha	10.6 %
目標 (令和6年3月)	3,949 ha	469 ha	11.9 %

【目標設定の考え方】

令和5年度末までに, 担い手への農用地利用の集積率を11.9パーセントに引き上げることが目標とする。

注) 管内の農地面積及び集積面積は, 農業委員会が管理する農地台帳からの集計値

注) この表における「集積面積」とは, 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者を対象とした数値

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 利用権設定等促進事業と農地中間管理事業の加速化に向けた取組等

ア 利用権設定等促進事業による担い手への農地利用の集積・集約化

イ 農地中間管理事業の活用による担い手への農地利用集積の加速化

ウ 農地銀行活動による市街化区域内農地の出し手・受け手のあっせん活動

② 農家等への戸別訪問や「人・農地プラン」などの地域の農業者との話し合いの場への参加を通じたあっせん活動

- ア 「人・農地プラン」などの地域における話し合いの場への参加による農地の情報収集を通じた農地のあっせん活動
- イ 農業委員及び推進委員の戸別訪問等による農地利用の意向把握と農地の出し手の掘り起こし
- ウ 園芸用ハウスの活用を希望する新規就農者に対しての農協と連携した中古園芸用ハウスの情報提供と農地のあっせん活動

③ その他

- ア 移動農業委員会等の農業者との意見交換会を通じた情報提供と啓発活動
- イ 「情報みどりのまち」の発行による農地利用に関する情報提供

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
作成時の現状 （平成30年3月）	14 人 （ 5.0 ha）	1 法人 （ 3.3 ha）
2年後の現状 （令和2年3月）	29 人 （ 11.7 ha）	6 法人 （ 7.1 ha）
目 標 （令和6年3月）	56 人 （ 21.5 ha）	12 法人 （ 9.0 ha）

【目標設定の考え方】

令和5年度末までに、個人で56人、法人で12法人の新規参入を目標とする。

注) 新規参入者数（個人）及び新規参入者数（法人）は、農業委員会が管理する農地台帳への登録から新規（ただし、相続によるものは含まない。）に農地を取得又は貸借した者を集計した数値

注) 新規参入者数（個人）には、親元就農者を含まない。また、目標値は指針作成時の数値から累積した数値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

農業関係機関・団体と連携した新規参入希望者の把握と農地等の情報提供による支援

② 農業委員会のフォローアップ活動

- ア 認定新規就農者や非農業部門からの新規就農者、親元就農者に対する農地情報等の提供と必要に応じて利用権設定協議への立ち合い

イ 春野地域を重点に，農協と連携した園芸用ハウスの調査による所有者の
利用意向の確認及び農協・新規就農者への情報提供

ウ 農業参入法人に対しての農地情報の提供

③ 新規就農者との意見交換会の開催

農業関係機関・団体による必要な情報提供や要望等の聴取，相談対応による
新規就農者の定着支援